

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月23日

【会社名】 スリーエム カンパニー
(3M Company)

【代表者の役職氏名】 法律副顧問兼秘書役 グレッグ・M・ラルソン
(Gregg M. Larson, Deputy General Counsel and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエム
センター
(3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石 井 禎

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 和 田 卓 也
弁護士 寺 田 万里子

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 スリーエム カンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）の取得にかかる新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 0.00米ドル(0円)（注1）
11,897,732米ドル（1,396,079,873円）（注2）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

1. 本書において、別段の記載がある場合を除き、「当社」とはスリーエム カンパニーを指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1ドル=117.34円（2015年2月3日現在の三菱東京UFJ銀行株式会社における対顧客電信売買相場の仲値）の換算率により計算されている。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	71,699個
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	2015年3月3日(注)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター
割当日	2015年3月3日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注) 本募集においては、当社から参加者に対して一方的に付与通知がなされる為、本新株予約権の付与を受けた参加者(下記に定義。)による申込に関する特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間とは、参加者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

- (1) 当社は、2008年2月11日の取締役会で3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン(以下「2008年プラン」という。)の導入を採択し、かかるプランは2008年5月13日開催の年次株主総会において承認され、これにより当社及びその子会社又は関連会社の一定の従業員に対してある種のストック・オプションを付与することとなった。かかるプランは、2008年11月10日、2009年2月10日、2010年2月9日(2010年5月11日開催の株主総会において承認)、2011年2月8日、2012年2月7日(2012年5月8日開催の株主総会において承認)及び2013年5月14日開催の取締役会において、適法に修正された。本募集は、かかる2008年プランに基づいて、当社の日本国所在の子会社(但し、完全子会社ではない。)であるスリーエム ジャパン株式会社、山形スリーエム株式会社、岩手スリーエム株式会社、キユノ株式会社、スリーエム ヘルスケア株式会社及びスリーエム・エステー販売株式会社における一定の職務階級以上の従業員に対して付与されるストック・オプションに関するものである。
- (2) 2008年プランは、優れた従業員を惹きつけ、定着させ、そして従業員の意欲を促し、当社事業の長期的な成長及び成功に貢献させることにより株主価値を向上させること、報酬の相当部分を当社の業績及び株価に関連づけることにより、かかる従業員と当社との金銭的利益を更に一致させること、従業員に当社株式を取得するよう奨励すること、取締役会の非従業員取締役として有能な人物を引き付け定着させること、非従業員取締役職に対する報酬の全て又は一部を当社の普通株式の形態で提供することにより、かかる取締役の利益と当社との株主の利益を一致させるよう促すこと、を目的としている。

- (3) 2008年プランは、当社取締役会が設立した報酬委員会により管理される。同委員会は、ストック・オプションの付与を受ける従業員の選定、2008年プランの解釈・運用、ストック・オプションの行使について、その行使期間の継続や、行使の促進及び制限をし、更に2008年プラン運営に必要な規則や手続きの決定について、完全な権限及び権能を有する。
- (4) 本募集は、スリーエム ジャパン株式会社、山形スリーエム株式会社、岩手スリーエム株式会社、キュノ株式会社、スリーエム ヘルスケア株式会社及びスリーエム・エステー販売株式会社における一定の職務階級以上の従業員合計201名に対して無償で付与されるストック・オプションに係るものである。かかるストック・オプションの行使に対して必要となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が充てられることが予定されている。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株、全体で71,699株 ^(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき165.94米ドル(19,471円) ^{(注1)(注2)}
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	11,897,732米ドル(1,396,079,873円) ^(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格は新株予約権1個につき165.94米ドル(19,471円) ^(注1) 、資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額
新株予約権の行使期間	自2016年2月3日至2025年2月3日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	申込取扱場所に同じ。
新株予約権の行使の条件	2008年プランの第5条、第7条及び第8条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。 ストック・オプションは、3年間で3分の1ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2025年2月3日まで行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	2008年プランの第13条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	2008年プランの第11条を参照のこと。その他、同プランに定める条件に従うこと。

(注1) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(注2) 2015年2月3日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値による。

(注3) すべての新株予約権の行使により、新株が発行される場合を前提とする。

(摘要)

- (1) 新株予約権の行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。新株予約権は、委員会が設定し、かかる新株予約権を証する書面に記載された日時に行使可能となり、また早期に終了されない限り、付与日から10年目の応当日に満了となる。
- (2) 新株予約権行使の効力の発生：新株予約権は、(i)当社若しくはその代表者宛ての、又は報酬委員会の採用するその他の通知方法による権利行使通知の交付をもって、また、()新株予約権の行使価格及び所定の源泉税額(課税される場合)の全額を支払うことにより、行使されたものとみなされる。

- (3) 新株予約権の行使後第1回目の配当：新株予約権の行使により取得した普通株式の配当は、第1回目の配当より、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。
- (4) 株券の交付方法：新株予約権の行使により取得した株式は、参加者に発行され、振替制度によってその証券口座に預け入れられる。参加者は、新株予約権の行使時に、株券の交付を受けることを選択することもできる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
11,897,732米ドル ^(注1) (1,396,079,873円)	500,000米ドル (58,670,000円)	11,397,732米ドル (1,337,409,873円)

(注1) すべての新株予約権が行使された場合の最大見込額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額11,397,732米ドル(1,337,409,873円)は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1【法律意見】

アメリカ合衆国ミネソタ州の弁護士である当社の法律副顧問であるグレッグ・M・ラルソン氏により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 本有価証券届出書に記載されている新株予約権証券の募集は、正当かつ有効に授権されており、同氏の知る限り、アメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に違反しない。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第4 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン」の訳文を掲げる。

(日本語訳)

3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン (2013年5月修正)

1. 目的

本制度は、優れた従業員を惹きつけ、定着させ、そしてその意欲を促し、当社事業の長期的な成長及び成功に貢献させることにより株主価値を向上させること、報酬の相当部分を当社の業績及び株価に関連づけることにより、かかる従業員と当社のその他株主との金銭的利益を更に一致させること、従業員に当社株式を取得するよう奨励すること、取締役会の非従業員取締役として有能な人物を引き付け定着させること、非従業員取締役職に対する報酬の全て又は一部を当社の普通株式の形態で提供することにより、かかる取締役の利益と当社のその他株主の利益を一致させるよう促すこと、を目的としている。

本制度は、2005年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム、3M・パフォーマンス・ユニット・プラン及び1992年ディレクターズ・ストック・オーナーシップ・プログラムに代わり、これらを引き継ぐものである。

2. 定義

- (a) 「関係会社」とは、委員会により決定された、当社が直接的若しくは間接的に支配する、又は当社が重要な株主持分を有している事業体を意味する。
- (b) 「報奨」とは、インセンティブ・ストック・オプション、非適格ストック・オプション、プログレシブ・ストック・オプション、株式評価益受益権、制限株式、制限株式ユニット、パフォーマンス・ユニット、パフォーマンス株式又はその他の本制度に基づき参加者に付与される株式報奨を意味する。
- (c) 「内国歳入法」とは、改正1986年内国歳入法を意味する。
- (d) 「委員会」とは、当社の取締役会の報酬委員会を意味する。
- (e) 「普通株式」とは、1株当たり0.01ドルの額面価額を有する当社普通株式を意味する。
- (f) 「当社」とは、デラウェア州法人であるスリーエム カンパニーを意味する。
- (g) 「不適格による終了」とは、(i)当社若しくは関係会社の方針(当社の全ての事業運営方針を含むがこれに限定されない)への重大な違反、又は()当社若しくは関係会社が所有する財産の横領若しくは窃盗による、参加者の当社又は関係会社における雇用の終了を意味する。

- (h) 「配当同等物」とは、配当基準日における、かかる配当基準日に関して当社の取締役会が決定した普通株式の配当支払額と同等の価値を有する現金又は株式を意味する。
- (i) 「公正市場価額」とは、ニューヨーク証券取引所複合取引にて公表された普通株式の終値を意味する。
- (j) 「全額報奨」とは、オプション又は株式評価益受益権を除く、普通株式建ての又は普通株式で支払われる報奨を意味する。
- (k) 「付与日」とは、本制度に基づき参加者に付与される報奨の効力発生日を意味する。
- (l) 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、本制度に基づき参加者に付与されたオプションで、内国歳入法第422条の要件を満たし、かかるオプションを証する書面又は電子文書にその旨が表示されているものを意味する。
- (m) 「非適格ストック・オプション」とは、本制度に基づき参加者に付与される、インセンティブ・ストック・オプションではないオプションを意味する。
- (n) 「オプション」とは、既定の期間に既定の価格で一定数の普通株式を購入する参加者の権利を意味する。
- (o) 「参加者」とは、報酬委員会により本制度への参加が承認された当社若しくは関係会社の従業員、又は当社取締役会の非従業員取締役を意味する。
- (p) 「パフォーマンス基準」とは、各パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式について委員会が決定した当社又はその事業セグメントに対する内部業績基準を意味する。当該基準には、使用総資本利益率、総資産利益率若しくは純資産利益率、純売上高、売上増加率、新製品による売上高若しくは売上増加率、市場占有率、キャッシュ・フロー若しくは流動性比率、1株当たり収益、自己資本利益率、株価、売上総利益率若しくは総利益、営業利益率若しくは営業利益、株主総利益率、株主持分、利益剰余金、経済付加価値、経済的利益(資本コストを控除した、非経常項目を除く税引後営業利益)、金利・税引前利益、EBITDA、営業利益、特定資産若しくは金融施策改善率(運転資本、純運転資本売上高比率及び負債比率若しくは対EBITDA比率を含む。)、特定資産若しくはコスト部分の減少(棚卸資産若しくは売掛金の減少、又は研究、技術、販売若しくは管理コストの減少を含む。)又は負債の減少、当期純利益若しくは変動期間の利益基準の変化、調整後当期純利益、従業員の多様性、従業員の雇用及び満足度、顧客の満足度、又は、かかる基準の1つ以上に関するその他の同業他社、業界群若しくは業界分類との一般的な比較などの(但し、これらに限定されない。)、1つ以上の基準を含み得る。これら基準では、パフォーマンス期間中の特定項目の額又はかかる額の増減をもとに業績を測定することができる。かかる基準には、パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の額面価格での支払に関わる目標及び参加者への支払額測定値の上限及び下限が含まれる。
- (q) 「パフォーマンス期間」とは、委員会がその裁量によって別途定める場合を除き、その期間又はその一部の間、各パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式に関する支払額を算定する為にパフォーマンス基準の測定対象となる3年の期間を意味する。
- (r) 「パフォーマンス株式」とは、委員会が承認されたパフォーマンス基準により測定されるパフォーマンス期間中の当社の業績に基づいて、参加者が普通株式による支払を受け取る権利を意味する。

- (s) 「パフォーマンス・ユニット」とは、委員会で承認されたパフォーマンス基準により測定されたパフォーマンス期間中の当社の業績に基づいて、参加者が現金又は普通株式で支払を受け取る権利を意味する。
- (t) 「制度」とは、本3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プランを意味する。
- (u) 「先行制度」とは、1997年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム、2002年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラム及び2005年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラムを意味する。
- (v) 「プログレシブ・ストック・オプション」とは、1997年又は2002年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラムにおいて付与された非適格ストック・オプションの行使により、本制度に基づき参加者に付与される非適格ストック・オプションを意味する。この場合、かかる参加者は普通株式で購入価格及び源泉徴収税の全部又は一部を支払う。
- (w) 「制限期間」とは、委員会により定められた、参加者が本制度に基づき付与された制限株式を売却又は譲渡することのできない期間、及び本制度に基づき付与された制限株式ユニット又は制限株式における参加者の利益が喪失する可能性がある期間を意味する。但し、委員会で別途決定のない限り、時間ベースの制限期間は3年以上とする。
- (x) 「制限株式」とは、委員会の定めた制限期間において一定の制限を受けることを条件として、本制度の参加者に付与される普通株式を意味する。
- (y) 「制限株式ユニット」とは、参加者が、委員会の定める諸条件に従って、制限株式期間後、一定数の普通株式の公正市場価額に基づき、現金又は普通株式を受け取る権利を意味する。
- (z) 「退職」とは、5年以上の雇用期間を有する55歳以上の参加者が当社又は関係会社による雇用を終了することを意味する。
- (aa) 「株式評価益受益権」とは、権利行使日現在の一定数の普通株式の公正市場価額が、付与日現在のかかる一定数の普通株式の公正市場価額を超える部分に相当する現金又は普通株式を受領する参加者の権利を意味する。
- (bb) 「株式報奨」とは、本制度に基づく普通株式報奨を意味し、これには、委員会が適切とみなす制限株式報奨又はその他の普通株式報奨が含まれる場合がある。

3. 資格

委員会は、本制度に参加し、本制度に基づく報奨を受けることのできる、当社及びその関係会社の役員及びその他従業員を選任する独占的権利及び権限(委員会が本制度で許容される権利及び権限を委譲する場合を除く。)を有する。また、当社取締役会の非従業員取締役は全て、本制度に参加し、報奨を受け取る資格を有する。

4. 報奨の対象となる株式

当社株主により別途認められた場合を除き、本制度に基づき付与される報奨に基づいて発行又は交付することのできる普通株式総数は100,000,000株である。この内、最大100,000,000株を超えて、インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行又は交付することはできない。必要な株式は、取締役会の裁量により、授權されているが未発行の株式、自己株式又は会社の買戻しプログラムに基づき当社が再取得した株式が充てられるものとする。

以下の規定が、本制度において発行可能な普通株式数を決定する際に適用される。

- (a) 付与日において、既定数の普通株式で報奨が授与される場合、かかる報奨の対象となる（オプション又は制限株式付与の場合）、又はかかる報奨が関連する（株式評価益受益権の場合）株式数は、当該付与日の時点で、（発行済株式数として加算され、）本制度において発行又は交付可能な株式総数の算定に含められる。報奨が付与日において既定数の普通株式で授与されない（しかし、かかる株式数で行われる可能性がある、又はパフォーマンス期間の終了まで最終的な株式数が確定しない）場合は、かかる報奨の授与がなされた場合それによって実際発行又は交付された普通株式数のみが、本制度において発行及び交付可能な株式総数の算定に含められるものとする。
- (b) 上記第4条(a)の規定に関わらず、各全額報奨は、本プランに基づき発行又は交付することができる全株式数に対し、以下の表に基づき算定される。

全額報奨の付与日	株式総数の算定に含められる 全額報奨の対象となる株式数
2008年5月13日 2010年5月10日	3.38株
2010年5月11日 2012年5月7日	2.87株
2012年5月8日以降	3.50株

- (c) 本制度において普通株式建てで付与された報奨（又はその一部）が、かかる株式を発行することなく満期、取消し、失権若しくは別途終了となった場合、又は現金若しくは普通株式以外の対価で決済された場合、かかる報奨（又はその一部）の為に本制度に基づき発行又は交付可能な株式総数の算定に以前に含められていた普通株式は、再度本制度に基づき発行可能となる。先行制度において普通株式建て（又は一部が普通株式建て）で付与された報奨が、かかる株式を発行することなく満期、取消し、失権若しくは終了となった場合、又は現金若しくは普通株式以外の対価で決済された際、かかる報奨（又はその一部）の為に先行制度に基づき発行又は交付可能な株式総数の算定に以前に含められていた普通株式は、本制度において発行又は交付可能な株式総数に追加される予定である。本第4条(c)の残りの規定に関わらず、以下の普通株式は本制度に基づき発行可能な株式総数に追加されず、又は本制度に基づく発行の為に再度利用可能とならない。(i)発行済ストック・オプション又は株式評価益受益権の差金決済の結果、発行又は交付されない株式；()報奨の行使価格又は報奨に関する源泉徴収税を支払う為に当社が交付又は控除した株式；()オプションの行使価格の支払による手取金により公開市場で買戻した株式。
- (d) 当社若しくは関係会社を買収した、又は当社若しくは関係会社と結合した企業が以前付与した発行済報奨の引受け又は代替として付与された報奨に関連する普通株式は、本制度において発行又は交付可能な株式総数の算定に含められないものとする。

5. 報奨の条件

委員会は各参加者に付与される報奨の種類を決定し、それらは委員会の承認する文書又は電子文書により証される。但し、当社取締役会の非従業員取締役は、インセンティブ・ストック・オプション、プログレッシブ・ストック・オプション、パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式を受ける資格を有しない。本制度において、以下の種類の報奨が付与され得る。

- (a) インセンティブ・ストック・オプション - 本制度に基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションの行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。本制度に基づき付与されるインセンティブ・ストック・オプションは、委員会が設定し、かかるオプションを証する書面に記載された日時に行使可能となり、また早期に終了されない限り、付与日から10年目の応当日に満了となる。
- (b) 非適格ストック・オプション - 本制度に基づき付与される非適格ストック・オプションの行使価格は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%以上である。本制度に基づき付与される非適格ストック・オプションは、委員会が設定し、かかるオプションを証する書面に記載された日時に行使可能となり、満了となる。但し、付与日から10年後以降に満了する非適格オプションはない。(但し、委員会は、如何なる国においても、参加者が当該国の法律により税務上不利な結果を被ることを回避する為に必要な場合に必要範囲において、かかる参加者に付与された非適格ストック・オプションの行使期間を最長1年間延長することができる。)
- (c) プロGRESSIB・ストック・オプション - 参加者が1997年又は2002年マネジメント・ストック・オーナーシップ・プログラムに基づき付与された非適格ストック・オプションを行使し、普通株式の購入価格及び源泉徴収税(もし、あれば)の全額又は一部を支払った場合は何時でも、委員会は其の裁量により、かかる参加者にプログレッシブ・ストック・オプションを付与することができる。かかるプログレッシブ・ストック・オプションの対象となる株式数は、かかる非適格ストック・オプションの行使価格及び源泉徴収税(もし、あれば)を支払う為に参加者によって使用される普通株式数と同数とする。本制度に基づき付与される各プログレッシブ・ストック・オプションの行使価格は、非適格ストック・オプションの行使日(即ち、かかるプログレッシブ・ストック・オプションの付与日)現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額とする。本制度に基づき付与されるプログレッシブ・ストック・オプションは付与日から6ヶ月後に行使可能となり、参加者によって行使された非適格オプションが期間満了となる時点と同一の時点において、満了となる。
- (d) 株式評価益受益権 - 株式評価益受益権の期間は委員会がこれを定め、かかる権利を証する書面に記載される。但し、付与日から10年を超えた後は、かかる株式評価益受益権は行使できない。各株式評価益受益権は、委員会が決定し、かかる権利を証する書面に記載された時に、行使可能となる。本制度に基づき付与される各株式評価益受益権は、付与日現在の普通株式の公正市場価額の100%と同額である。

- (e) 制限株式 制限株式の付与時に、委員会は単独の裁量により、制限期間及び制限株式により表象される普通株式の全部又は一部に対する制限の段階的又は完全な失効について適切と思われる追加条件を規定する。委員会はまた、その単独の裁量により、制限株式により表象される普通株式の全部又は一部に関して、制限期間を短縮若しくは終了、又は制限の消滅に対する諸条件を放棄することができる。制限期間中、参加者は通常、かかる制限株式に関する投票権及び配当支払額を受け取る権利を含む、かかる制限株式に関する株主としての権利及び特権を有する。但し、以下の制限事項が適用される。(i)制限期間中及び委員会が規定したその他の諸条件があればそれが満たされるまで、如何なる制限株式も売却、譲渡、担保への差入、又は別途抵当権の設定や処分を行うことはできず、且つ()制限期間の満了又は終了まで、且つ委員会が規定したその他の諸条件があればそれが満たされるまで、参加者が当社又はその関係会社の正規の常勤従業員に留まっていなかった場合は、当社に追加の義務が課されることなく全ての制限株式は没収され、参加者の全ての権利が停止する。本制度において付与された制限株式は、かかる制限株式に適用される諸条件及び制限を認識する適切な説明文が記載された1つ以上の株券の帳簿上の登録又は発行を含む(これらに限定されない。)委員会がその裁量において決定する方法により、証される。制限株式の没収にあたり、当該制限株式が表象する普通株式は、参加者の更なる行為を伴わなくとも当社に移転されるものとする。
- (f) 制限株式ユニット 制限株式ユニットの付与時に、委員会は単独の裁量により、制限期間及びかかる制限株式ユニットの全部又は一部に対する制限の段階的又は完全な失効について適切と思われる追加の諸条件を規定するものとする。また、委員会はその単独の裁量により、制限株式ユニットの全部又は一部に関して、制限期間を短縮若しくは終了する、又は制限の失効に対する条件を放棄することができる。制限期間中、参加者は、かかる制限株式ユニットに対応する普通株式に関する投票権及び配当支払額を受け取る権利を含む、かかる制限株式に関する株主としての権利及び特権を有さない。但し、委員会の単独の裁量により、配当同等物が、現金若しくは株式によりすぐに支払われるか、又は、当社により参加者の口座に保留され、現金で維持し制限期間終了時に支払われるか、若しくは更なる制限株式ユニットに再投資されることができる。各制限株式ユニットの付与には以下の制限事項が適用される。(i)参加者は制限期間が満了又は終了するまで、且つ委員会が規定したその他の条件があればそれが満たされるまで、当該制限株式ユニットに対応する現金の支払又は普通株式の交付を受ける権利を有しない。()如何なる時も、制限株式ユニットについて売却、譲渡、割当、担保への差入、又は別途抵当権の設定や処分を行うことはできない。()退職、障害による完全な就業不能又は死亡以外の如何なる理由においても、制限期間終了以前の参加者の当社又は関係会社への雇用の終了をもって、当社に追加の義務が課されることなく全ての制限株式ユニット及び繰延べられた配当同等物は没収され、参加者の全ての権利が停止する。但し、当該委員会の定めにより、又は、制限付株式ユニット報奨を認めた文書に記載のある場合で、かかる参加者が制限期間終了前の時点で退職した場合、当社に追加の義務が課されることなく、参加者の退職後にかかる制限付株式ユニットの権利が確定することを認めるという前述の例外規定は適用されず、かかる制限付株式ユニット及び繰延べられた配当同等物は没収され、また、参加者の全ての権利が停止する。
- (g) その他の株式報奨 委員会は単独の裁量により、制限株式又は制限株式ユニット以外に株式報奨を付与することができ、かかる株式報奨は、単独で、又は、本制度若しくは当社のその他の従業員給付制度若しくは報酬制度(被買収企業の制度を含む。)に基づく付与若しくは権利との組み合わせ、抱き合わせ、交換、又は代替にて、付与することができる。委員会がかかる株式報奨に関する諸条件を規定した場合、当該諸条件は報奨を証する書類に記載される。当該株式報奨に関する条件により、本制度又は当社のその他の従業員給付制度又は報酬制度に基づく権利の放棄又は没収が要求される場合、交換される権利が完全且つ有効に放棄又は没収されるまで、参加者は当該株式報奨に基づく権利を有しない。

- (h) パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス株式 - パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の付与を承認する際、委員会は、各参加者に付与されるパフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の数、参加者が関連パフォーマンス期間の終了前に退職した場合における当該パフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の比例配分(もしあれば)、関連パフォーマンス期間の開始及び満了、及びパフォーマンス・ユニット又はパフォーマンス株式の支払価額の決定に用いられるパフォーマンス基準を決定する。参加者が、適用される繰延報酬制度の条件及び全ての適用法に従い、支払の受け取りを繰り延べることを有効的に選択しない限り、各パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス株式の支払は各パフォーマンス期間の満了直後の年の3月15日までに行われる。各パフォーマンス・ユニット及びパフォーマンス株式に関する支払額は、各パフォーマンス期間中に委員会が選定したパフォーマンス基準の達成とパフォーマンス期間にわたる参加者の勤務継続(又はパフォーマンス期間終了前の参加者の退職)により異なる。

6. 報奨の支払

報奨の支払は、委員会が決定する現金、普通株式又はそれらの組合せの形により行われ、また委員会はその他の制限を課すことができる。委員会は、委員会が定めた、金利又は配当同等物の支払又は預け入れの規定を含む諸条件及び規則に従うことを条件として、報酬の繰延支払を許可又は要求することができる。但し、かかる権限の行使により内国歳入法第409A条に基づく物品税の支払期限を迎える場合は、如何なる報酬の繰延支払について許可又は要求する権限を有しない。

ストック・オプションの行使において、所定の払込金額及び課税される場合の源泉税額の全額を支払わなければ如何なる株式も発行されないものとする。行使価格及び源泉徴収税があればその支払は、委員会が随時設定する条件に従い、その全部又は一部を普通株式にて行うことができる。支払が普通株式により行なわれた場合、当該株式は、参加者によるオプションの行使日現在、又は源泉徴収税については源泉徴収税の支払期日現在における公正市場価額にて評価される。参加者は支払としてすでに所有している普通株式を引渡す必要はなく、当社は、参加者が当該株式を所有していることについて十分な証明が行なわれた時点で、行使価格及び必要な源泉徴収税の支払に必要な株式数を差引いた後の応分の株式数の普通株式を交付することができる。かかる証明の様式は委員会がその裁量において決定する。

如何なる場合も、当社は報酬に関する普通株式の端株の交付を要求されない。参加者が本制度において付与された報酬に関する普通株式の端株を受け取る権利を有する場合、それに代わってかかる端株の公正市場価額を現金で支払うものとする。

7. 報奨の終了

当社又は関係会社における参加者の雇用が(i)不適格による終了、()退職、()オプション及び株式評価受益権の(当社の承認に基づく)不没収につき規定している当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合の雇用の終了、()参加者の雇用主が設けている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害、又は()死亡以外の何らかの理由で終了し、且つ参加者が雇用の終了日前に本制度に基づき付与されたオプション又は株式評価受益権を完全に行使していない場合、当該参加者は、終了日後90日以内に(但し、かかるオプション又は権利の満了日を超えない。)、雇用契約終了日において参加者が購入又は支払を受領することが可能な株式数に関するオプション又は株式評価受益権を行使することができる。かかる90日の期間の満了時において(参加者のオプション及び株式評価受益権に関する場合。その他の報奨に関する場合は雇用の終了時)、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の報奨は全て、当該報奨を証する書面に別段の規定がない限り、自動的に失権する。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職した場合、又は、当社若しくは子会社との雇用関係を終了した場合、またかかる終了に関連し、参加者がオプション及び株式評価受益権の(当社の承認に基づく)不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合、或いはまた参加者の雇用主が提供する給付制度に基づき認定されている通り身体的若しくは精神的な障害の結果として雇用形態を変更する場合、当該参加者は、オプション又は株式評価益受益権の残存期間内において(但し、当該オプション又は権利の満了日を超えない。)、当該オプション又は株式評価益受益権を行使する権利を有するものとする。但し、参加者がオプション及び株式評価受益権の(当社の承認に基づく)不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名して雇用関係を終了する場合、オプション及び株式評価益受益権の追加行使期間は、かかる雇用終了日までに権利確定していたオプション及び株式評価益受益権にのみ適用されるものとする。オプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、上記のように退職した参加者が死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権(参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。)は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内(但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。)に行使できる。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職前に死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権(参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。)は、参加者の相続人により、遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内(但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。)に行使できる。

本第7条の残りの規定にもかかわらず、オプション又は株式評価益受益権を完全に行使する前に当社又は関係会社との参加者の雇用が終了した場合で、委員会が特別の配慮に値すると考え、参加者の権利を没収すべきではないと委員会が決定した場合、オプション又は株式評価益受益権(終了時においてまだ行使可能になっていなかった部分を含む。)は、雇用の終了後2年以内(但し、当該オプション及び受益権の満了日を超えない。)に行使できる。

参加者が退職の前後を問わず死亡し、又は内国歳入法第409A(a)(2)(C)の意味において就労不能となり、且つ制限株式、制限株式ユニット又はその他の株式報奨の付与により表象される普通株式の株券を受領していない場合、制限期間中に課される全ての制限事項及び委員会により規定されたその他の条件(もしあれば)は、自動的に無効となり、内国歳入法第409A(a)(2)(C)の意味において参加者が就労不能とみなされることを委員会に対し参加者が十分に示すことができた場合、参加者又はその受益者、代理人若しくは相続人に対して株券が交付される。

パフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの報奨支払日以前において参加者が退職する場合又は参加者の雇用主が行っている給付制度において規定された身体的又は精神的障害により雇用形態を変更する場合、かかる退職又は雇用形態の変更がかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットに関する参加者の権利に影響を及ぼすことはない。但し、委員会はかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットのパフォーマンス期間の終了以前に退職する参加者に付与されたパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの比例配分について規定を設けることができる。

参加者が、本制度において付与されるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの支払を受け取ることなく死亡した場合、かかる株式又はユニットは参加者が死亡した翌年の3月15日までに、かかる参加者の生存している1名若しくは複数の受益者、又はかかる受益者がいない場合には以下の方法により参加者の相続人に対して支払われる。

- (i) 参加者がかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットのパフォーマンス期間の満了後に死亡した場合、支払日まで生存するその他参加者に支払われるのと同じレートで支払われる。
- () 参加者がかかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットのパフォーマンス期間の満了前に死亡した場合、支払額は、支払が行われなかった発行済み各パフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの額面又は目標値、又は、委員会がその裁量において承認したその他の金額のいずれか低い方となる。

当社又は関係会社における参加者の雇用が不適格により終了した場合、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の全ての報奨は、本プランに相反する記載のある場合であっても、自動的に失権する。

参加者が、秘密情報の非開示、発明権の譲渡、当社との競争、退職後における当社従業員若しくは顧客の勧誘について、当社と交わした契約の規定に違反し、かつ、かかる契約においてプランに基づき付与された報奨について違反の場合の失権規定が定められている場合、従業員がかかる契約に署名した日付以降に付与された全報奨は、本プランに相反する記載のある場合であっても、全て自動的に失権するものとする。

(i)退職、()委員会が決定した身体的若しくは精神的障害、又は()死亡以外の理由により当社の取締役から退任する日をもって、本制度の参加は停止され、当社の非従業員取締役として本制度に参加してきた参加者に付与された制限株式又はその他株式報奨に関する本制度の全ての権利は自動的に失われる。

8. 報奨の制限

如何なる暦年においても、参加者は1,000,000株を超える普通株式について本制度のオプション及び株式評価益受益権を付与されないものとする。如何なる暦年においても、参加者は本制度で付与される報酬として、30,000,000ドルを超える価額の、オプション及び株式評価益受益権以外の、現金、権利確定済の普通株式又はその他の財産を受け取ることはできない。

9. プランの運営

本制度は委員会により運営される。委員会は、参加者を選定し、本制度を解釈し、報奨の行使可能性又は権利確定を継続、促進又は停止させ、必要又は適当とみなす制度運営の為の規則及び手続きを採択する為の完全な権利及び権限を有する。当該権利及び権限には、当社又は関係会社が事業を行っている国又はその行政単位における法令上の定めを本制度が遵守する為に要求又は必要とされる制度の変更又は修正を行うことが含まれるが、それらに限定されない。これを行う為に、委員会は米国以外の一つ以上の国に住んでいる、又はその税制の適用を受ける参加者に対する報奨について、当該国における税法又はその他関連法に適合させる為に、異なる諸条件を規定する場合がある。委員会は、こうした異なる諸条件を実施する為に、本プランに基づく1つ又は複数の補足書類又はサブプランを採択することができる。本プランに基づき付与されたオプション、株式評価益受益権は、第11条に則って実施される調整を除き、当社株主の事前承認なくして、発行済オプション、株式評価益受益権の行使価格又は付与価格を引き下げる為に価格再設定することはできない。また、本プランに基づき付与された発行済オプション、株式評価益受益権は、現金又は他の報奨と交換に消却することはできず、また、行使価格又は付与価格が消却されたオプション、株式評価益受益権の行使価格又は付与価格を下回るオプション、株式評価益受益権と交換に消却することもできない。

10. 権限の委譲

デラウェア州法の認める範囲で、委員会は当社の役員に対し、委員会が規定する条件又は制限に従い、本制度に基づくその義務、権利及び権限の全て又は一部を委譲することができる。但し、如何なる役員も()当該役員自身、()当社取締役会の非従業員取締役、又は()1934年米国証券取引法第16条に該当する者に対し、報奨を付与する権限を有さず、またこれを取得しない。

11. 調整

株式分割、株式配当、株式の結合若しくは再分類、資本再構成、合併又は類似の事由により当社の発行済普通株式に変更が生じた場合、委員会は()第4条により本制度に基づき発行又は交付可能であり、()第8条により1名の参加者に付与することのできる報奨の対象となる、()本制度に基づき付与された未払い報奨の対象となる(a) 普通株式数、(b) 未払い報奨の行使価格、及び(c) 当該報奨の適切な公正市場価額及びその他の価格決定を十分に調整する。普通株式又は普通株式の株主に対する(通常の現金配当以外の)分配に影響を及ぼすその他の変更が生じた場合、委員会は単独の裁量により公平と判断する、株式の数又は種類及び行使価格、公正市場価額及び影響を受けた報奨のその他の価格決定に関する調整を行い、この調整は当該未払い報奨の全ての目的において有効且つ拘束力を有するものとされる。企業合併、結合、資産若しくは株式の取得、分離、企業再編成又は清算が生じた場合は、委員会は、内国歳入法第424条(a)が適用される取引によるか否かにかかわらず、当社をして未払いの従業員報奨の引受け又は影響を受けた従業員に対する代替報奨の発行を行わせしめ、且つ、引受報奨と本制度において付与された報奨との間における合理的な比較可能性又は公平な取り扱いを維持する為に適切とみなされる当該報奨の諸条件に関する調整を行う権限を有する。

12. 源泉徴収税

報奨の支払又は決済の前に、参加者は、法律により要求されると当社が考えるあらゆる源泉徴収税の支払、又は当該支払に関して当社が満足する取り決めを行わなければならない。当社又は関係会社は報奨の支払から適用税額を控除する権限、報奨に関連して発行又は交付される普通株式から法律により要求される税金の支払の為に充当される株式数を差引く権限、又は当該税金の源泉徴収に関する全ての義務を充足する為に当社又は関係会社が必要と考えるその他の行為をなす権限を有するものとする。

13. 譲渡性

本第13条で許容される場合を除き、本制度に基づき付与された如何なる報奨についても割当、譲渡(第7条に規定される遺言又は相続及び分配に関する法律による譲渡を除く。)、担保への差し入れ、又は抵当権の設定(法律又はその他の執行によるかを問わない。)を行うことはできない。本制度に基づき付与された報奨は、執行、差押え又は類似の手続きの対象にはならない。委員会は単独の裁量により、個々の参加者が、本制度に基づき付与された一切の非適格オプションの所有権を、()当該参加者の配偶者、元配偶者、子供又は孫(以下「近親者」という。)、()当該近親者の排他的利益の為に信託、又は()当該近親者が唯一のパートナーであるパートナーシップに対して譲渡することを認めることができる。但し、かかる譲渡は、()当該譲渡に対する対価が存在しない場合、及び(y) (遺言又は相続及び分配に関する法律により)第7条に従うものを除いて、譲渡された非適格オプションのその後の譲渡が禁止されている場合に限る。委員会は単独の裁量により、非適格オプションの譲渡について更なる条件及び要件を規定することができる。譲渡後も、当該非適格オプションは譲渡の直前に適用されていたものと同じ諸条件に引続き従う。第7条に基づき報奨の終了の要因となる事由は当初の参加者について引続き適用され、その後は非適格オプションが第7条に規定される範囲及び期間においてのみ譲受人により行使される。

14. 有効性

本制度の規定が何らかの理由により違法若しくは無効であると判断された場合、かかる違法又は無効な規定が本制度に含まれていないものとして、本制度の残りの規定は影響を受けず、有効に存続するものとする。

15. 準拠法

本制度の規定はデラウェア州の法律が適用され、それに従って解釈される。

16. 本制度の発効日、期間、修正及び終了

本制度は、必要な数のスリーエム カンパニーの株主の賛成票により承認された日に有効となり、（それ以前に終了する場合を除き）当該効力発生日の10年後の応当日に有効期間が満了する。当該満了は、当該満了日以前に本制度に基づき付与された報奨に悪影響を与えるものではない。取締役会は何時でも、本制度を修正又は終了することができるが、如何なる修正又は終了も、当該修正又は終了の効力発生日前に本制度に基づき付与された報奨に悪影響を与えてはならない。但し、（ ）（第11条に基づく調整の場合を除き、）第4条により本制度に基づく発行若しくは交付可能な普通株式の総数の増加、（ ）第5条にて明記された購入価格より低い購入価格による報奨の付与の許可、又は（ ）適用法、規制又は証券取引規則に基づき、株主による承認が要求される重大な修正となる修正に関しては、これに投票権を有する発行済普通株式の過半数の株主の事前承認なくして、かかる修正を行うことはできない。

17. 支配権の変更

本第17条において、文脈上、特段に明示される場合を除き、以下に掲げる文言は、以下に示す意味を持つこととする。

- (a) 「者」とは、米国証券取引法第13条(d)及び第14条(d)に使用される用語に関連する意味を持つものとする。
- (b) 「関連会社」とは、米国証券取引法第12条に基づき交付された規則12b-2中の用語に定められた意味を持つものとする。
- (c) 「証券取引法」とは、1934年米国証券取引法をいう。
- (d) 「継続取締役」とは、スリーエム カンパニーの改訂基本定款第13条中の用語に定められた意味を持つものとする。
- (e) 「事由」とは、(i) 当社の事業運営規範を含む（これに限定されない。）当社若しくは参加者を雇用する関係会社の方針への重大な違反、又は（ ）当社若しくは参加者を雇用する関係会社が所有する財産の横領若しくは窃盗、を意味する。
- (f) 「正当な事由」とは、(i) 支配権の異動直前に有効となる、参加者の職責、権限、任務若しくは責務の大幅な縮小、（ ）参加者の基本給若しくは年間現金報酬予定額の大幅な削減、又は（ ）当社若しくは参加者を雇用する関係会社の為に、参加者が役務を履行しなければならない地理的拠点の大幅な変更、を意味する。

本プランの他の相反する規定に拘らず、2010年2月9日以前を付与日とする発行済オプション及び株式評価益受益権は全て、(i)当社の支配権の異動の発生後直ちに、それぞれの残余期間について完全に行使可能となり、且つ()支配関係の変更後、最低6ヶ月間については引続き完全に行使可能である。但し、如何なる場合もオプション又は株引評価益受益権は当初満了日を越えて行使することはできない。同様に、2010年2月9日以前を付与日とする制限株式又は制限株式ユニット若しくはその他の株式報酬の付与に関する制限期間についての全ての制限、又は委員会が規定するその他の諸条件がある場合には、かかる諸条件を充足する義務は、自動的に消滅、満了、終了し、参加者は支配権の異動の発生後直ちに、制限株式、制限株式ユニット又は株式報酬により表象される普通株式数の株券を受領する権利を有するものとする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、参加者と当社若しくは関係会社との雇用関係が事由なしに終了した場合、又は当社の支配権の異動から18ヶ月以内に参加者が正当な事由により辞職した場合、2010年2月9日以降を付与日とする発行済オプション及び株式評価益受益権は直ちにそれぞれの残余期間について完全に行使可能となり、且つかかる雇用関係の終了又は辞職の日から最低6ヶ月間については引続き完全に行使可能である。但し、如何なる場合もオプション又は株式評価益受益権は当初満了日を越えて行使することはできない。同様に、2010年2月9日以降を付与日とする制限株式、制限株式ユニット又はその他の株式報酬の付与に関する制限期間に関する全ての制限、又は委員会が規定するその他の諸条件がある場合には、かかる条件を充足する義務は、自動的に消滅、満了、終了し、参加者は当社若しくは関係会社との事由のない雇用関係の終了を以って、又は当社の支配権の異動から18ヶ月以内における正当な事由による参加者の辞職を以って、制限株式、制限株式ユニット又は株式報酬により表象される普通株式数の株券を受領する権利を有するものとする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、全ての発行済オプション及び株式評価益受益権は、当社の支配権を取得した個人又は企業が、最低6ヶ月の期間当該オプション及び受益権の継続の義務を負わず又は継続を実施しない場合、直ちに完全に行使可能となるものとし、かつ、支配権の異動から最低6ヶ月間は引続き完全に行使可能となるものとする。但し、如何なる場合もオプション又は株式評価益受益権は当初満了日を越えて行使することはできない。同様に、当社の支配権を取得した個人又は企業が当該制限株式、制限株式ユニット、その他の株式報酬の継続の義務を負わず又は継続を実施しない場合、制限株式、制限株式ユニット、その他の株式報酬の付与に関する、制限期間に関する全ての制限、又は委員会が規定するその他の諸条件がある場合には、それを充足する義務は、自動的に消滅、満了、終了し、且つ参加者は支配関係の変更の発生後直ちに、制限株式、制限株式ユニット又は株式報酬により表象される普通株式数の株券を受領する権限を有するものとする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、当社支配権の異動が発生した場合には、各パフォーマンス期間は終了し、当社は以下に掲げる規定に則り、2010年2月9日以前を付与日とし、本プランに基づき付与された発行済みのパフォーマンス株式及びパフォーマンス・ユニットを適宜、現金又は普通株式で、各参加者に対し直ちに分配することとする。

- (w) 支配権の異動前にパフォーマンス期間が満了していないパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットについては、本第17条におけるかかる株式又はユニットの価額は、分子を支配権異動前の当該パフォーマンス期間中に完全に満了した歴月の数、分母を当該パフォーマンス期間の月数の総数とする分数に、以下の項目のうち最大のものを乗じた結果と同額とする。
- ・ 支配権の異動後の残存パフォーマンス期間中の当社の業績が、各パフォーマンス期間中且つ支配権の異動日前に終了する完全な暦四半期の当社の業績と同等であるとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額
 - ・ 当該株式又はユニットの対象となるパフォーマンス期間が支配権の異動が行われる年の直前に終了する連続した3暦年であったとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額

- ・ 委員会がその裁量において承認したその他の金額

(x) 当社の支配関係の変更時に終了したパフォーマンス期間のパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットに関して、本第17条における当該株式又はユニットの価額は、パフォーマンス期間中の当社の実際の業績を反映する為に調整した実際価額とする。

本プランの他の相反する規定に拘らず、当社若しくは関係会社と参加者の雇用関係が事由なしに終了した場合、又は当社の支配権の異動から18ヶ月以内に参加者が正当な事由により辞職した場合、当該参加者の各パフォーマンス期間は終了し、当社は以下に掲げる規定に則り、2010年2月9日以降を付与日とし本プランに基づき付与された発行済のパフォーマンス株式及びパフォーマンス・ユニットの価値について適宜、現金又は普通株式持分で、各参加者に対し直ちに分配することとする。

(y) 参加者との雇用関係の終了又は辞職より前に、対象となるパフォーマンス期間が満了していないパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットについては、本第17条におけるかかる株式又はユニットの価額は、分子を参加者との雇用関係の終了又は辞職前の当該パフォーマンス期間中に完全に満了した歴月の数、分母を当該パフォーマンス期間の月数の総数とする分数に、以下のいずれか最大のものに乗じた結果と同額とする

- ・ 参加者との雇用関係の終了又は参加者の辞職後の残存パフォーマンス期間中の当社の業績が、各パフォーマンス期間中且つ参加者との雇用関係の終了又は参加者の辞職前に終了する完全な暦四半期の当社の業績と同等であるとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額
- ・ 当該株式又はユニットの対象となるパフォーマンス期間が、参加者との雇用関係が終了又は参加者が辞職した年の直前に終了する連続した3暦年であったとして算定した、かかるパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットの価額
- ・ 委員会がその裁量において承認したその他の金額

(z) 参加者との雇用関係が終了又は参加者が辞職した時点で満了していたパフォーマンス期間を対象とするパフォーマンス株式又はパフォーマンス・ユニットについては、本第17条におけるかかる株式又はユニットの価額は、パフォーマンス期間中の当社の実際の業績を反映する為に調整した実際の価額とする。

本第17条において、当社の支配権の異動は、米国財務省第1節409A-3(i)(5)の規定又は内国歳入法第409Aに基づき発行されたその他の法規制若しくは指針により定義されるところの「所有権の変更」、「実質的支配権の異動」、又は当社の「資産の大部分の所有権の変更」が発生した場合にのみ生じたものみなされる。

当社は、本第17条に基づく参加者の権利を入手又は行使する為、又は、本第17条に基づく支払に対する内国歳入法第4999条の適用に起因する範囲内における法人税監査又は手続に関連して、当該参加者が負担する一切の合理的な弁護士及び会計費用を各参加者に支払うものとする。但し、参加者がかかる目的上開始する訴訟が裁判所により、根拠がない又は適用裁判所規則に基づき不適切であるとして却下された場合を除く。また、当社は各参加者に対して、当該参加者が本第17条に基づく支払額の受領に関連して負担する一切の合理的な税金及び財務計画の為の報酬及び費用全額を支払う。かかる弁護士及び会計費用、並びに税金及び財務計画の為の報酬及び費用は、管理上可能な限り速やかに支払うものとするが、かかる費用の発生した当該参加者の課税年度末から2ヵ月半後を支払期限とする。

18. 雑則

- (a) 本制度の如何なる規定も、又はある者が本制度において報奨を受け取った若しくは受け取る資格を得たという事実は、参加者に対して当社又は関係会社に継続して雇用される権利を与えるもの、又は理由の如何を問わず何時でも当該参加者を懲戒若しくは解雇する当社若しくは関係会社の権利を妨げるものとみなされない。本制度の規定に基づく定め又は委員会による承認のある場合を除き、如何なる者も本制度における報奨受領の請求権又は権利を有しない。委員会により別途明示的な決定がなされない限り、本制度に基づき付与された報奨又は当該報奨に関して受領された支払金は、当社又は関係会社の給付制度若しくは退職金プログラム、又は各国の離職給付に関する法律に基づく当該参加者への支払又は給付金を決定する目的において、参加者の報酬の一部とみなされない。
- (b) 本制度に対して、資金の拠出はなされない。当社は本制度に関して如何なる信託や別個の基金も作る意思はない。当社は、報奨の支払を確保する為に、資金を引き当てる又は資産を分離する義務を負わない。本制度は、当社及び参加者又はその他の者との間に如何なる信任関係も創出しない。本制度による報奨に基づく権利を保有する範囲内において、保有者のかかる権利は（委員会が別途決定する場合を除き）当社の一般の無担保債権者の権利に優先することはない。
- (c) 報奨の支払又は決済以前に、参加者は、当社及び関係会社が法により要求されていると考える一切の源泉徴収税の支払を行うか、又は当社及び関係会社が満足するかかる支払に対する取り決めを行わなければならない。当社及び関係会社は、本制度に基づき付与される報奨又は報奨による支払金から、かかる報奨又は支払に関して源泉徴収される連邦、州、地方若しくは外国所得税又は法令上要求されたその他の税金を控除する権利、報奨に関連して発行又は交付される普通株式から法により要求される支払税額に対する適切な株式数を控除する権利、及びかかる税金の源泉徴収及び支払の全ての義務を果たす為に必要であると当社及び関係会社が考えるその他の措置を講じる権利を有するものとする。
- (d) 本制度の規定及び本制度に基づき付与される報奨を証する書面は、デラウェア州法に従って解釈される。
- (e) 本制度の何れかの規定が理由の如何を問わず、無効であるとの裁定又は宣言を受けた場合は、当該違法性又は無効性は残りの規定に影響を与えないものとし、本制度の残余部分は当該違法又は無効な規定が含まれていなかったものとして解釈され、且つ実施されるものとする。
- (f) 委員会が認める限り、各参加者は何時でも、参加者の死亡時に参加者の発行済報奨の支払を受ける受益者としての人物又は事業体を指定する権利を有する。本制度において届出がなされた指定は、参加者の死亡前に署名され申請された文書により取消し又は変更することができる。参加者がかかる参加者の未払い報奨の受取に1人以上の受益者を指定し、そのいずれかの受益者が参加者より先に死亡した場合、先に死亡した受益者の分け前を、当該参加者が生存している全受益者に対して指定した合計割合分に対する各割合分として指定した割合に応じて、生存している受益者に支払うこととする。

- (g) 本制度は、内国歳入法第409A条(これに基づいて発行される米国財務省の指針及び規則を含む。)の要件を順守することを企図し、且つかかる要件を順守することを企図した方法において管理され、またかかる意図に基づき解釈されるものとする。委員会が、報奨、報奨の書類、支払、取引又は本制度の規定により検討されたその他の措置若しくは取り決めがなされた場合に、それにより参加者は内国歳入法第409A条における追徴税又はその他の違約金の対象となると判断した場合、かかる報奨、報奨の書類、支払、取引又はその他の措置若しくは取り決めは、委員会が別途明示的な定めをする場合を除き、以下の場合においては無効となるものとする。かかる報奨、報奨の書類、支払、取引又はその他の措置若しくは取り決めが、前述の結果を引き起こす原因となり、また内国歳入法第409A条の要件に従う為に、委員会が適切であると判断した程度において、参加者の同意又は参加者への通知の必要なく、関連する本制度及び/又は報奨書類の規定についての修正、又は必要な場合は一時停止が考慮される場合。
- (h) 当社及びその関係会社は、(i)米国若しくは海外における税務上の有利な取り扱いを得る為、又は()不利な税務上の取り扱いを回避するような本制度の報奨又はこれに基づく支払を構築しようと努力することは可能であるが、当社と関係会社のいずれもかかる趣旨についての表明は行わず、且つ参加者に対する税務上の有利な取り扱いを維持する又は税務上不利な取り扱いを回避する責務若しくは義務を明白に否認する。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2 【統合財務情報】

該当事項なし。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

1 財務情報

(単位：1株当たりの金額を除き百万ドル)

	2014年度	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度
12月31日に終了した事業年度					
純売上高	\$31,821	\$30,871	\$29,904	\$29,611	\$26,662
3Mに帰属する純利益	4,956	4,659	4,444	4,283	4,085
普通株 1株当たり					
3Mに帰属する 1株当たり純利益-基本的	7.63	6.83	6.40	6.05	5.72
3Mに帰属する 1株当たり純利益 - 希薄化後	7.49	6.72	6.32	5.96	5.63
宣言された配当金	3.59	3.395	2.36	2.20	2.10
支払われた配当金	3.42	2.54	2.36	2.20	2.10
12月31日現在：					
総資産	\$31,269	\$33,550	\$33,876	\$31,616	\$30,156
長期借入金（返済期限が1年以内の借入金を除く）及び長期キャピタルリース債務	6,790	4,384	4,987	4,563	4,277

2014年12月、当社取締役会は、2015年度第1四半期の1株当たり1.025ドルの配当を宣言した（支払いは2015年3月）。2014年度第2四半期、第3四半期及び第4四半期に宣言された1株当たり配当金0.855ドルと併せ、2014年に宣言された1株当たり配当金は通年で\$3.59ドルとなった。また当社取締役会は、2013年12月に、2014年度第1四半期の1株当たり配当金0.855ドルを宣言している。（支払いは2014年3月）。このため、2013年は通年で1株当たり配当金が3.395ドルとなったが、うち2.54ドルが2013年に支払われ、残り0.855ドルが2014年3月に支払われた。

2010年度の業績には、「2010年医療及び教育負担抑制調整法(Health Care and Education Reconciliation Act of 2010)」において行なわれた修正を含め、2010年3月に施行された「患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act)」により生じた一時的な非現金法人税費用84百万ドル(希薄化後1株当たり12セント。)が含まれる。かかる項目による影響は上記の表に含まれている。

2 訴訟

呼吸マスク/アスベスト訴訟

2014年12月31日現在、当社は、複数の共同被告と共に、様々な裁判所において原告約2,220名を代表する数多くの訴訟の被告となっている。2013年12月31日現在係属中であつた案件における原告者数は約2,200名であつた。

係属中又は当社が和解に達した訴訟及び賠償請求の大半は、当社の呼吸マスク製品の一部を使用したとし、他の被告が製造した製品に含まれる、或いは通常職場に存在するアスベスト、シリカ、石炭の灰又はその他の業務上の粉塵に職場でさらされることにより身体的被害を受けたとして、当社及び他の被告に損害賠償を求めるものである。また、訴訟及び賠償請求の一部には、当社が以前製造した製品(特定されないことが多い。)若しくは他の被告が以前製造した製品に業務上さらされたことにより、或いは当社の建物内でアスベストにさらされたことにより、身体的被害を受けたとする申立てに係るものがある。

現在当社が抱える新規及び係属中の件数は2003年のピーク時に比べ大幅に減少している。当社は、健全な原告による今後の申立ての件数は、これまでより大幅に減少すると予想している。その結果、中皮腫及びその他の悪性腫瘍を含むより重大な損傷を申し立てる請求件数の全体に占める割合は大きくなるであろう。当社は、評決対象となつた(1999年、2000年、2001年、2003年、2004年及び2007年に行われた)裁判8件のうち7件を含め、また当社の敗訴となつた2001年の陪審員による評決が2005年に控訴院により破棄されたことを含め、裁判に持ち込まれた申立て9件全てにおいて、勝訴している。2009年に審理された9件目は、陪審員による評決を行うに十分な証拠を原告が提示していないという裁判所の判断に基づき、原告の証言終了後に却下された。

当社は、これら過去の裁判手続きにおいて、意図された方法及び意図された状況下で使用されれば、当社の呼吸用保護製品は主張の通り有効であるとの見解を示してきた。従つて、当社は、原告の病状がたとえ重大であっても、当社の呼吸用保護製品によるものであると証明することはできないと確信している。それにもかかわらず、当社の訴訟経験から、悪性疾患患者による請求は健全な人々による請求より和解金が高額になることが示されており、従つて、健全な人々による請求が圧倒的多数であつたこれまでの経験に比べ、係属中の請求及び将来の請求を解決する上での1件当たり平均費用は今後も増加すると予想している。

ウェスト・バージニア州の法務長官は2003年、当社及び呼吸用保護製品の製造会社2社に対し、ウェスト・バージニア州リンカン群巡回裁判所において訴状を提出し、2005年にかかる訴状を修正している。修正訴状は、主に、塵肺症を発症した労働者全員に支給された補償及び医療給付金について州が負担したとされる費用の払戻金に対する多額の補償的損害賠償(額は未特定)及び未特定の懲罰的損害賠償を求めている。当該訴訟について、2011年3月に準備会合が開かれた以外、2007年第4四半期以降進展していない。2013年11月、ウェスト・バージニア州は、かかる訴訟を2つの賠償請求訴訟に分けるための申立てを行った。かかる申立ての審査は、2015年度第1四半期に行われる可能性がある。当社は、当該訴訟について、賠償の発生は可能性が低く、また見積りもできないことから、現時点では賠償額の引当てをしていない。更に、本件にこれといった進展が見られず、ウェスト・バージニア州による有意義な証拠開示もないことから、また、訴状が製造会社2社に対しても申し立てられており、被告の賠償負担額が、連帯責任法及び陪審が各被告に割り当てる過失割合により変動する可能性がある為、損失額又はその範囲について見積もることはできない。

呼吸マスク/アスベスト訴訟 - エアロ・テクノロジーズ

2008年4月1日に、当社の子会社はエアロ・テクノロジーズの親会社であるエアロ・ホールディング・コーポレーション(以下「エアロ社」という。)の株式を取得した。エアロ社は、目、耳、頭、顔、落下防止器具及び呼吸保護具などの身体保護装置を含む様々な製品を製造販売していた。

2014年12月31日現在、エアロ社及び/又はエアロ社の呼吸用製品事業を所有又は運営していたその他の会社(アメリカン・オプティカル・コーポレーション、ワーナーランバート・LLC、A0コーポ及びキャボット・コーポレーション(以下「キャボット」という。))は、複数の裁判所において、当社を含むその他共同被告とともに、数多くの訴訟の被告となっている。これらの原告はマスク及び呼吸用製品を使用したとしており、また、その他の被告によって製造された製品から、又は、通常、職場で製造される製品から見つかった、アスベスト、シリカ関連、その他の業務上の粉塵に、職場においてさらされた事により身体的被害を受けたとして、エアロ社及びその他の被告に損害賠償を求めている。

2014年12月31日現在、当社では、エアロ社の子会社を通して、現在及び今後のエアロ社に関するアスベスト及びシリカ関連賠償請求に係る製造物責任及び弁護費用として24百万ドルを計上している。訴訟費用並びに和解及び判決に対する責任は、エアロ社、キャボット、アメリカン・オプティカル・コーポレーション及びワーナーランバートの子会社並びにそれらの保険会社(Payorグループ)間の非公式の協定で現在分担されている。かかる債務は、「A0セーフティ」ブランドで呼吸用製品を売却した年数及び/又はアメリカン・オプティカル・コーポレーションのA0セーフティ部門を所有した年数並びに個人の原告が危険にさらされたと主張する年数に基づいて当事者間で配分されている。偶発債務に関するエアロ社の負担は、1995年7月11日付でエアロ社とキャボットが締結した契約によって、更に限定されている。この契約は、エアロ社がキャボットに四半期当たり100,000ドルの費用を支払う限り、キャボットが1995年7月11日より前に販売された呼吸用製品に関するアスベスト、シリカ及びシリカ製品の製造物責任賠償請求に対する責任及び債務を有し、エアロ社を免責すると規定している。特定の呼吸用製品が販売開始後どれほどの期間市場に出回っているかを判断することは難しいため、エアロ及びキャボットは、この契約を、1997年1月1日より前のアスベスト、シリカ及びシリカ製品に関わる呼吸用製品の使用によって生じた賠償請求に適用している。これらの契約の締結により、エアロ社の潜在的債務は、1997年1月1日より後のアスベスト、シリカ又はシリカ製品との接触を伴う呼吸用製品の使用により生じたと主張される損害に限定された。これまでエアロ社は四半期当たりの費用を支払うことを選択してきた。エアロ社がこの契約への参加を中止することを選択した場合、又はキャボットがこの件に関しこれ以上その責任を負うことが不可能になった場合、エアロ社はキャボットとの契約の対象となっている1995年7月11日より前の期間に対して追加的な訴訟にさらされる可能性がある。

2012年3月、キャボットCSCコーポレーション及びキャボット・コーポレーションは、炭鉱労働者の塵肺症の訴えに係る賠償責任の有無を含め、1995年7月11日の契約に基づくキャボットの賠償責任の範囲について宣言的判決を求め、また契約違反に対する賠償を求め、マサチューセッツ州サフォーク郡上位裁判所においてエアロ社に対する訴訟を提出した。2014年6月、裁判所は、全ての訴えについてエアロ社が略式判決を求める申立てを認めた。キャボットは再審理申立書を提出し、一方、エアロ社は、エアロ社に略式判決を認めた裁判所命令について説明を求める申立てを行った。2014年10月、裁判所は説明を求めたエアロ社の申立てを退けた。裁判所はまた、再審理を求めたキャボットの申立てについてもその一部を退け、炭塵中のシリカとの接触に起因する損害に係る申立てにおいて、キャボットが債務を有するとした判決を再確認した。裁判所は一部キャボットの申立てを認め、公正な負担配分を求めたキャボットの申立てについて、また、対象となる258件の申立てがキャボットの責任であるか否かについて、エアロ社は略式判決を受ける権利を有さないとした。これら二点については係争中として手続きは続行される。

状況の進展により、エアロ社の見積債務額に影響が出る可能性が生じる。こうした状況の進展には、()将来の申立件数が大幅に増減した場合、()申立解決にかかる平均費用が大幅に増減した場合、()申立てにおいて発生する必要な弁護士費用が大幅に増減する場合、()申立ての内容及び性質に大幅な変更があった場合、()裁判及び上訴の結果による場合、()かかる申立てに適用される法律及び手続きに大幅な修正、変更があった場合、()共同被告間の責任配分が大幅に変更となった場合、()適用される補償限度の消尽を含む支払グループメンバーの財務上の実行可能性、並びに/又は()エアロ社が見積もった責任分担の契約上の債務の解釈が正確でない場合などがあるが、これらに限定されない。当社が、こうした潜在的な状況の進展の、エアロ社への既存及び将来の請求に関する現時点での責任負担見積への影響を判断することは、不可能である。上記のいずれかの状況の進展が生じた場合、既存及び将来の請求に対するこうした責任の実際額は見越し額よりも大幅に大きくなる可能性がある。

今後提出される申立ての件数、将来の申立てにおける支払側の責任の分担に関わる問題、及びエアロ社の見積債務額に影響を及ぼす可能性のある複数の状況の進展等を予測することは難しい為、当社は、エアロ社の債務額が当社の引き当てた見越し額を超過する場合、その額と超過の度合いを見積もることができない。

環境問題及び訴訟

当社の事業は、大気汚染、汚水排出、有毒物質、並びに土壌及び有害廃棄物の処理に関係するものを含む米国及び国外における政府、州、地方自治体及び民間団体によって実施されている環境法規に従っている。これらの法規は、特定の基準状況下における汚染対策、自然資源を破壊した場合の復旧と賠償、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求を規定している。当社はこれらの法規に準拠し、身体的被害及び財物損壊に対する賠償請求に対する防御活動を行いながらも、環境責任の観点から事業運営を修正して費用及び資本的支出を計上しており、今後も継続して計上する予定である。当社は、環境責任を果たし、かつ環境法規に準拠し、世界規模の事業において業務遂行の環境基準に関連する方針を確立し、定期的に更新している。

米国の「1980年環境問題に対する対応、補償及び責任に関する包括法」並びに類似する州法を含む環境法に基づいて、当社は、現在又は過去の設備及び敷地外の場所に関する環境汚染の対策費用の負担において、通常、他社と連帯責任を負っている。当社は、当社にも責任がある可能性のある場所を多数特定している(そのほとんどが米国内である。)

環境問題： 当社は、ペルフルオロ酸(以下「PFOA」という。)及びパーフルオロオクタン・スルホン酸(以下「PFOS」という。)等のペルフルオロ化合物を含む様々な有機フッ素化合物(以下「PFC」という。)の、環境及び健康に及ぼす潜在的な影響について、地方自治体、州、連邦政府(主に米国環境保護庁(以下「EPA」という。))及び国際機関が行う調査に自発的に協力している。2000年5月における段階的生産中止の決定により、当社はもはやペルフルオロ化合物を生産していない。かかる段階的生産中止の決定から約2年の間にこれら化合物の大半について生産と活用を中止し、最終的には、2008年末までに生産及び活用を全て中止した。当社は、これまでのライフサイクル管理と生物濃縮性で難分解性の化学物質の活用方針に関連した原材料識別過程において、最終的にはPFOA、PFOS又は同様の化合物になりかねない前駆化学物質が、供給業者から届く原料に含まれている場合があることを確認している。このような場合には、かかる物質の代替物を探そう努めている。

PFOA及び/又はPROSに関する規制活動は、米国、ヨーロッパ及びそれ以外の場所において、また特定の国際機関に対しても継続して行っている。こうした活動にはエクスポージャー及び使用情報の収集、リスク評価、並びに規制上のアプローチの検討が含まれる。これら両化学物質の調査に関するデータベースが拡充するにしたいが、EPAは、これらの調査から入手したデータを総括し、人体への影響に関する評価案をまとめた。2014年2月、EPAは、PFOA及びPFOSについてのかかる評価案について、外部専門家による審査を開始した。2014年8月、外部専門家による審査委員会が開かれた。EPAは、審査委員会における審査プロセスの後、人体への影響に関する評価案について見直し、それに基づき、飲料水中のPFOA及びPFOSに関する生涯健康勧告値を定めるとしている。生涯健康勧告値は強制力はないものの、公共の水道水中に含まれる化学物質の濃度が公共に消費されるものとして安全であるかについて指導し、基準を示すものとなる。EPAは、2009年に飲料水中のPFOA及びPFOSに関する暫定健康勧告値(現時点では、PFOAについては1リットル当たり0.4マイクログラム、PFOSについては1リットル当たり0.2マイクログラムとされる。)を発表したが、この生涯健康勧告値が正式に決定された場合、かかる暫定値に代わり採用されることとなっている。飲料水安全法に基づいたエクスポージャー情報の収集取組みの一環として、EPAは2012年5月2日、2013年から2015年までの含有の度合いを判断する為、公共飲料水供給業者による監視に必要とされる6種のPFCを含む未規制物質のリストを発表した。

当社は、過去に、アラバマ州ディケーター、ミネソタ州コテージグローブ及びイリノイ州コルドバの施設における製造業務に関連してPFC含有廃棄物を廃棄していた件に対応する為、州の監督官の下、作業を引続き進めている。

当社は、アラバマ州ディケーターにある当社製造施設の土壌のPFCの残留に対処する為、アラバマ州環境管理局(以下「ADEM」という。)と任意の対策措置契約を締結した。当社は、約20年間、ADEMにより発行された許可証に従い、当社の廃水処理施設のPFCを含む汚泥をディケーターの施設周辺に持ち込んでいた。土壌中のPFCの残留に対処する為のオプションを検討後、優先的な対策オプションとして、製造所のかつての汚泥混入地域の上に多層のキャップを用いた上で、その後の地下水移動管理及び処理を施すことにADEMは合意した。かかる対策は継続して実施されており、2018年度中に完了する予定である。

当社は、2007年5月付和解合意と同意指令の条件に従い、ミネソタ州ワシントン郡(オークデール及びウッドベリー)の旧廃棄物処理場及びミネソタ州コテージグローブの当社の製造施設の土壌及び地下水に存在するPFCに対処する為に、ミネソタ公害管理局(以下「MPCA」という。)との連携を続けている。この合意に基づき、当社は以下の責任を負う。すなわち、()これらの場所からのPFCの排出量を評価し、対処案を提出すること、()これらの場所からの汚染によりPFCが安全健康基準値(以下「HBV」という。)又は健康リスク限度(以下「HRL」という。)(すなわち、人々が生涯飲んで安全であるとミネソタ衛生局が考える飲料水中の化学物質の量)を超える場合には、対策又は代替的な飲料水を提供すること、()PFOA及びPFOSを改善する措置によっては浄化できない当該地域におけるその他の確認済みPFC発生源を改善すること、及び()ペルフルオロ化合物についての情報をMPCAと共有することである。2008年度に、MPCAは、ミネソタ州ワシントン郡(オークデール及びウッドベリー)の旧廃棄物処理場について対策オプションを導入するという正式決定を公表した。2009年8月に、MPCAは、当社のコテージグローブの製造施設について対策オプションを適用する正式な決定を公表した。2010年度の春及び夏に、3M社は、コテージグローブ及びウッドベリー地域における承認済み対策オプションの実施を開始した。3M社は、2010年度後半にオークデール地域における対策オプションを開始した。各地域における対策オプションは、当社が提言しMPCAが承認したものである。対策作業はオークデール及びウッドベリーにおいて完了しており、稼動に向けてメンテナンス中である。対策作業はコテージグローブにおいて2015年度も継続される。

2014年2月、当社は、イリノイ州コルドバの当社製造施設周辺の土壌、地下水及び表層土壌のPFC水準について、最新の環境調査報告書をイリノイ州環境保護庁(「EPA」)に提出した。当社は現地のPFC値を今後も監視していく所存であり、現地に係る今後の取組について、イリノイ州EPAと検討している。2014年8月、イリノイ州EPAは、対象地域の地下水の汲み上げ継続、地下水の監視、定期報告を含め、現地において地下水管理区域を設定するという当社の要請を承認した。

前述の法的手続き及び活動の結果、何らかの追加的規制が実施されるとしても、それがどのようなものであるか、またはその結果について、当社は予測することはできない。

環境訴訟:

2002年度に、元従業員が、アラバマ州モルガン郡巡回区裁判所において、当社に対して金額非公表の損害賠償を求め、集団代表訴訟を提起した。この訴訟は、当社のアラバマ州ディケーターの製造施設或いはその付近で原告がペルフルオロ化合物にさらされたことにより、不安、リスクの増加、副臨床的傷害を被り、財産の損害を受けたと主張するものである。裁判所は2005年に原告の個人的な傷害に関する損害賠償却下申請を認可した。その根拠として、前述の損害賠償請求は州の労働補償法の独占条項により、排除されるとした。2006年11月、原告側弁護士は、ディケーター施設付近の住民及び不動産所有者の集団を代理して、訴訟を対物損害賠償請求に限定するとする修正訴状を提出した。

また2005年度に、2回目の集団代表訴訟の裁判官は当社による停止の申立てを認め、同法廷で2002年度に提起された前述の最初の集団認定問題の結果が出るまで、当該案件(アラバマ州モルガン郡の住民3名がモルガン郡巡回区裁判所において、過去にペルフルオロ化合物を生産していたアラバマ州ディケーターの当社の製造施設から排出された当該化合物により、原告が対物損害を被ったとして、不特定の損害賠償及び懲罰的賠償を求め、提訴していた。)を事実上保留とした。保留措置にも拘わらず、原告は、主張された個人的な身体的及び財産的損害について原告及び集団訴訟メンバーを代表して損害賠償を求める修正訴状を提出した。保留措置が解除されない限り、また解除されるまで、本件における更なる法的措置は行われないと考えられる。

2009年2月に、アラバマ州フランクリン郡の住民は、フランクリン郡巡回区裁判所において、損害賠償及び差止請求を求める集団代表訴訟を提起した。この訴訟はディケーターの廃水処理施設が同州の農地及び草原に、PFOA、PFOSを始めとするその他ペルフルオロ化合物を含むとされる廃水処理汚泥を使用したと主張するものである。当該訴訟の代表被告には3M社、ダイキン・アメリカ・インク、シナグロ-WMTインク、シナグロ・サウスLLC及びバイオロジカル・プロセッサーズ・オブ・アメリカが含まれる。代表原告は、その所有地にPFOA、PFOS及びその他のペルフルオロ化合物を放出又は投棄されたとするアラバマ州内の集団を代表することを求めている。2010年3月、アラバマ州最高裁判所は、裁判地をフランクリン郡からモルガン郡に移送するよう命令した。2010年5月、他の事案の取り扱い同様、モルガン郡巡回区裁判所は、本件を停止し、当地で提訴された最初の訴訟の集団認定問題の結果が出るまで、停止又は保留している。2013年5月、共同被告人であるシナグロの倒産申請を受け、同裁判所は本件を延期した。モルガン郡巡回区裁判所の指示により、2014年12月31日、連邦倒産法第11章によるシナグロの倒産手続きが2014年9月に完了したことを当事者らは報告した。当事者らは、2015年上半期にモルガン郡巡回区裁判所とのステイタス・カンファレンスを求める予定である。

2010年12月30日、ミネソタ州は、ミネソタ州自然資源管財人を代理し、検事総長ロリー・スワンソンにより、ミネソタ州法規(ミネソタ州環境対処補償責任法(MERLA)及びミネソタ州水質汚染防止法(MWPCA)を含む。)に基づく同州の自然資源の破壊、損壊及び活用上の損失に対し、また法定公害及びコモンローに基づく不法侵入、ニューサンス、及び地下水、地上水、魚類、水生生物若しくは水堆積物中に存在するPFCに関する任務懈怠に対し、損害賠償(未確定の査定費用及び合理的な弁護士費用を含む。)を求め、ヘネピン郡地方裁判所において3M社に対し訴訟(「NRD訴訟」)を提起した。ミネソタ州はまた、MERLAに基づき、PFCの放出により、将来において自然資源が破壊された場合の全ての損害の責任は3M社にあること、またMWPCAに基づき、将来における魚類、水生生物の損失、破壊及びその他の損害に対し3M社に賠償責任があることについて宣言のなされることを求めている。

2011年11月、メトロポリタン・カウンシルは、NRD訴訟について、補償的損害賠償並びに合理的な額の弁護士費用を含む、法的、宣言的、又は衡平法上の救済措置を求めて介入申請を行い、また訴状を提出した。メトロポリタン・カウンシルの申立てでは、かかる額は、水処理システムの設置と維持を含め、ミネソタ州汚染管理局がメトロポリタン・カウンシルによるPFOSのミシシッピ川への放出を禁止した場合、将来のある時点で必要となるであろう経費と費用であるとされる。メトロポリタン・カウンシルの介入の申立ては、3Mによるミシシッピ川の水質と堆積物に存在するPFOS及びその他PFCによる汚染について、コモンローに基づく過失の訴え、MERLAに基づく対処費用に係る法的申立て、また、ミネソタ州環境権法(MERA)に基づく3Mに対する宣言的及び衡平法上の救済措置を求めた法的申立てなど、複数の理論に基づいている。3Mは、介入申請に異議を唱えなかった。2012年1月、3Mはメトロポリタン・カウンセルの訴状に対し反訴状を提出し、メトロポリタン・カウンセルがPFCをミシシッピ川に放出し、また、その複数の廃水処理施設からPFCを含む汚泥と下水汚泥を農地や埋立地に放出していると訴えた。よって、ミネソタ州の求める賠償金について州が受け取る権利があると裁判所が認めた場合、3Mはメトロポリタン・カウンセルに対し、MERLAに基づき、弁護士費用を含む分担金の支払を、また、MWPCAに基づき州に認められた損害賠償額に関するメトロポリタン・カウンセルの応分の分担金と賠償額、更に、法定公害及びコモンローに基づく不法侵入、ニューサンス、任務懈怠といった根拠に基づき、メトロポリタン・カウンセルに対し分担金の支払を求めるとした。3MはMERAに基づき宣言的救済を求めている。

2012年4月、3M社はミネソタ州弁護士であるコピントン&パーリングLLP(以下、「コピントン」という。)を不適格とする申立てを提出した。2012年10月、当該裁判所は、コピントンの州における資格を不適格とする当社の申立てを認めたが、これに対し、同州及びコピントンはかかる資格剥奪について、ミネソタ州控訴裁判所に控訴した。2013年7月、ミネソタ州控訴裁判所は、地方裁判所の不適格命令を支持した。2013年10月、ミネソタ州最高裁判所は、ミネソタ州控訴裁判所の判決の見直しを求めた州及びコピントンの申請を認めた。2014年4月、ミネソタ州最高裁判所は同判決について一部支持、一部無効とし、更に審議するため、地方裁判所に差し戻した。また関連する別の手続において、当社はコピントンに対し、当社に対する信認義務違反により、また、NRD訴訟におけるミネソタ州代理人としての契約違反があったとして、訴訟を提起した。

2005年、ニュージャージー州は、オクシデンタル・ケミカル、ティエラ・ソリューションズ・インク、マークス・エネルギー・コーポレーション及びその他5社に対して、ニュージャージー州パサイック川の17マイルにわたる堆積物に含まれるダイオキシン及びその他有害物質に関する清掃、撤去費用及びその他の損害を求める訴訟を提起した。2009年6月、当社は、ティエラ・ソリューションズ・インク及びマークス・エネルギー・コーポレーションから、パサイック川の調査と排出物の処理により発生、又は発生が見込まれる費用に対する拠出金を求めた第三者申立てを、250社以上のその他の会社と共に受けた。当該第三者申立ては、かかるコストを当社を含む第三者で分担することを求めている。3Mに対する申立ては、ニュージャージー州の2つの商業廃棄物処理施設の活用に関わる。2013年3月、当社及びその他第三者被告は、ニュージャージー州との和解契約を結んだが、和解額は当社にとって重大な額ではなかった。2013年12月、裁判所はかかる和解を認め、同意判決を言い渡した。かかる和解により、パサイック川への和解当事者による排出又は排出の疑いについて、ニュージャージー州からの申立て又は潜在的申立てを解決し、第三者原告による一定の費用回収措置を排除することができる。ニュージャージー州との和解には、申し立てられる可能性のある連邦訴訟からのリリースは含まれない。EPAが現在提案している清掃対策の費用合計は、10億ドルを優に超える可能性がある。当社は、当該訴訟又は今後のEPA訴訟に対する潜在的なリスクを見積る根拠は未だないものの、当社が負担すべき可能性のある金額は、同施設における当社の関与の可能性が限定的であることから、現在のところ、費用合計の1%を大きく下回ると見込んでいる。

この項に記載の環境訴訟について引き当てられている債務について、当社は、かかる引当額並びに設定された見越し額を上回る潜在的損失又は損失の度合いは、当社の連結経営成績又は財務状況にとり重大ではないと考える。債務が引き当てされていない訴訟の場合、かかる債務は発生する可能性が低く債務金額を見積ることができないと考えており、当社がその潜在的なリスクを費用合計の1%を大きく下回ると見込んでいるパサイック川訴訟を除き、発生する可能性のある損失額又は損失の範囲を見積ることはできない。

その他の問題

商事訴訟

2012年10月、原告4名が、セラダイン・インク、その取締役、3M及びサイボーグ・アキジッション・コーポレーション(3Mの直接完全所有子会社)を相手取り、3Mが提案するセラダインの買収に関連し、集団訴訟を申し立てた。訴訟の2件はカリフォルニア州オレンジ郡上級裁判所において提起され、2件がデラウェア州衡平法裁判所において提起された。当該訴訟は、不当なプロセス、金額、条件によりセラダインの売却を企て、また、セラダイン買収についてセラダインの株主に対し適切な開示を行わなかったことにより、被告らがセラダインに対する受託者義務に違反し、又はかかる違反を援助し幫助したと主張している。3Mは2012年11月にセラダインの買収を完了した。2012年11月、両当事者はカリフォルニア州の原告と和解に達したが、和解金は当社にとり重大な額ではなかった。一方デラウェア州の原告は訴訟要件が欠けているとして訴状を取下げた。旧セラダイン株主は和解により制約されることとなるが、カリフォルニア州裁判所から予備承認を受け取った。最終承認のための審問は2013年7月に開かれたが、カリフォルニア州裁判所はかかる和解を承認しなかった。原告は、和解の不承認について、再考を求める申立てを行ったが、かかる申立てはカリフォルニア州裁判所により拒否された。原告は訴状の修正を行うため特別申立てを提出したが、かかる申立ては2014年1月に却下された。2014年2月、原告らは、規定により、当社及びサイボーグ・アキジッション・コーポレーションに対する訴えを自発的に取り下げることと同意した。2014年3月、裁判所は、3M及びサイボーグ・アキジッション・コーポレーションに対する訴訟を却下する判決を下した。セラダイン・インク及びその取締役に対する訴訟は係争中である。これら被告は、原告の修正訴状の取り下げを申立てたが、2015年1月かかる申立ては退けられた。

3M社は、ミネソタ州のトランスウェブ・コーポレーションが、当社の呼吸保護具及び炉用フィルターに使用されているフィルター素材のフッ素化とハイドロチャージングに関わる複数の特許を侵害しているとして、2010年に同社を訴えた。トランスウェブ社は最終商品を製造していないが、呼吸保護具及び炉用フィルター事業における当社の競合先企業にフィルター素材を販売している。トランスウェブ社は、3Mの特許の無効性と非侵害の宣言を求め、また3Mによる権利の行使は時機を逸しているとして、宣言的判決を求める申立てを行い、ニュージャージー州地区連邦地方裁判所に訴訟を移管することに成功した。トランスウェブ社はまた、3Mが不公正な手段で特許権を取得したとしており、また、3Mによる特許権の行使は独占禁止法違反に当たると訴えた。2012年11月、陪審員はトランスウェブ社の訴えについて、3Mの特許権は無効であり侵害されていない点、また、不正に取得した特許権の行使を企てることにより3Mは独占禁止法違反を犯した点等、1点を除く全項目について認める評決を下した。陪審員はまた、特許権の取得に3Mは不正な手段を犯したことを裁判所が認めること、よって特許権は行使できないことを勧告した。独占禁止法に関わるトランスウェブ社の3倍賠償の請求のほとんどが、特許訴訟における弁護士料及び費用であるため、両当事者は、損害賠償については陪審団に委ねず、審理後、特別裁判官補佐に提出することで合意した。特別裁判官補佐の勧告が2013年9月、裁判所に送られた。2014年4月21日、裁判所は、陪審団の評決の破棄を求めた3Mの申立てを退ける決定を下した。さらに、裁判所は、3Mの2件の特許について、不正行為を理由に無効とした。裁判所は、損害賠償として支払われる弁護士料に関する特別裁判官補佐の勧告を認め、3Mに対し約26百万ドルの支払いを命じた。2014年7月、3Mは、当該判決に関し、連邦巡回区控訴裁判所に控訴状を提出した。両当事者のブリーフィングが進行中である。2015年6月に口頭弁論が行われ、その後判決が下される予定である。

この項に記載の商事訴訟について、当社では、かかる債務の発生する可能性は低く債務金額を見積もることも不可能であり、現時点では生じる可能性のある損失額又は損失の範囲を見積もることはできないと考えており、債務を計上していないが、トランスウェブに関しては、当社に負担が生じる場合、その額は約26百万ドル程度となると予想される。

製造責任訴訟

フランス電力(EDF)は、2006年、3Mの伝達接合部の欠陥により引き起こされたとEDFが主張する電力供給障害による商業的損失及び施設への損害に対する賠償を求め、3Mフランスをフランスの裁判所に提訴した。ベルサイユのフランス上訴院は、かかる接合部は契約上の使用に基づいており、EDFが購入し設置する前に徹底的に分析し検査されていたとする商事裁判所の判決を支持した。しかしながら上訴院は、裁判所の指定する専門家に同問題を調査し電力供給障害の理由に関する技術的な意見を提出するよう命令した。裁判所指名の専門家は2014年5月に商事裁判所に報告を提出した。かかる専門家は、3Mの製品に欠陥の可能性があり、EDFは100万ユーロ以上の損害を被ったとした。専門家の意見は、損害や賠償額を定めるものではなく、裁判所において事実や法律面の様々な反論を受ける。商事裁判所が判決を下すまでに6ヶ月から1年を要する可能性がある。

2011年10月、ある顧客が3MピュリフィカシオンSAS(当社のフランスにおける子会社)を相手取り、当該顧客の製造プロセスで使用された3Mの欠陥フィルターが原因で引き起こされたとする商業的損失及び施設の損害額を決定する為、専門家を指名するという命令をフランスの裁判所において獲得した。同顧客のオーストリアにおける子会社はまた、2012年9月、オーストリアの裁判所においても、同様の問題に対する賠償を求め、3MオーストリアGmbH(オーストリアの子会社)及び3MピュリフィカシオンSASに対しても訴訟を提起している。また、他の顧客も2012年3月、当該顧客の製造プロセスで使用された3Mの欠陥フィルターが原因で引き起こされたとする商業的損失及び施設の損害額を求め、ドイツの裁判所において3MドイッチェランドGmbH(ドイツの子会社)を提訴した。当社は同様の問題を提起した他の顧客2社による訴訟を友好的に解決したが、かかる額は当社の連結経営成績又は財務状態にとり重大ではなかった。

ここに記述した製造物責任訴訟問題に係る賠償について引き当てられた額は、当社の連結財務成績又は財務状況にとり重大な額ではないと当社は考える。また、見越し額を超過して損失が発生する可能性、またその額については、現時点で見積もることはできない。

3 2015年2月3日付けでの本邦以外の地域における新株予約権証券の募集開始

2015年2月3日、スリーエム カンパニー(以下「当社」という。)は、当社の3M・2008年ロングターム・インセンティブ・プラン(以下「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の募集を開始した。

なお、以下に記載する括弧内の円金額は、1米ドル=117.34円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2015年2月3日現在の対顧客電信直物売相場)により計算されている。

報告内容

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

5,492,398個 (発行数は新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注) 本募集は、本プランに基づく、当社又当社の子会社若しくは関連会社(日本を除く)に所属する適格従業員5,923名に対する新株予約権証券の発行に関するものである。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(八) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

(注) 本新株予約権の目的となる株式は、当社の授権済未発行株式、金庫株又は自社株買戻計画に基づき当社取締役会の裁量により当社が買い戻す株式が予定されている。

2 株式の内容

当社の普通株式の所有者は、株主として一切の権利を有し、すべての議決権を行使するものとする。当社の普通株式の所有者は株主名簿記載の名義人として1株につき1議決権を有するものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：5,492,398株

(注) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(ホ) 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個あたり165.94米ドル(19,471円)

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

911,408,524米ドル(106,944,676,206円)

(注) 2015年2月3日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値に基づく。

(注) 株式分割、株式配当、株式併合又は組替え、当社の資本再編、合併又は同様の事由により、適宜修正される。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

自2016年2月3日至2025年2月3日

(ト) 新株予約権の行使の条件

2016年、2017年、2018年の各2月3日に、3分の1ずつ均等に権利確定する。権利確定済のオプションは2025年2月3日まで行使可能となる。

当社又は関係会社における参加者の雇用が()不適格による終了、()退職、()オプション及び株式評価受益権の(当社の承認に基づく)不没収につき規定している当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合の雇用の終了、()参加者の雇用主が設けている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害、又は()死亡以外の何らかの理由で終了し、且つ参加者が雇用の終了日前に本制度に基づき付与されたオプション又は株式評価受益権を完全に行使していない場合、当該参加者は、終了日後90日以内に(但し、かかるオプション又は権利の満了日を超えない。)、雇用契約終了日において参加者が購入又は支払を受領することが可能な株式数に関するオプション又は株式評価受益権を行使することができる。かかる90日の期間の満了時において(参加者のオプション及び株式評価受益権に関する場合、その他の報奨に関する場合は雇用の終了時)、本制度における参加は停止し、本制度に基づき付与された参加者の報奨は全て、当該報奨を証する書面に別段の規定がない限り、自動的に失権する。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職又は、当社若しくは子会社との雇用関係を終了した場合、またかかる終了に関連し、参加者がオプション及び株式評価受益権の(当社の承認に基づく)不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名した場合、或いはまた参加者の雇用主が行っている給付制度に基づき認定された身体的若しくは精神的な障害の結果として雇用形態が変更された場合、当該参加者は、オプション又は株式評価益受益権の残存期間内において(但し、当該オプション又は権利の満了日を超えない。)、当該オプション又は株式評価益受益権を行使する権利を有するものとする。但し、参加者がオプション及び株式評価受益権の(当社の承認に基づく)不没収を定めた当社に有利な、雇用に関連する請求権を放棄する書面に署名して雇用関係を終了する場合、オプション及び株式評価益受益権の追加行使期間は、かかる雇用終了日までに権利確定していたオプション及び株式評価益受益権にのみ適用されるものとする。オプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、上記のように退職した参加者が死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権(参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。)は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内(但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。)に行使できる。

参加者がオプション又は株式評価益受益権を完全に行使することなく、退職前に死亡した場合、オプション又は株式評価益受益権(参加者の死亡時にはまだ行使可能になっていなかった部分を含む。)は、参加者の相続人により、又は遺贈、相続若しくは参加者の死亡を理由として当該オプション又は株式評価益受益権の行使権を取得した者により、その死亡後2年以内(但し、当該オプション又は受益権の満了日を超えない。)に行使できる。

本プラン第7条の残りの規定にもかかわらず、オプション又は株式評価益受益権を完全に行使する前に当社又は関係会社との参加者の雇用が終了した場合で、委員会が特別の配慮に値すると考え、参加者の権利を没収すべきではないと委員会が決定した場合、オプション又は株式評価益受益権(終了時においてまだ行使可能になっていなかった部分を含む。)は、雇用の終了後2年以内(但し、当該オプション及び受益権の満了日を超えない。)に行使できる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額
資本組入額は別途報酬委員会その他規則で定める金額

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プラン第13条で許容される場合を除き、本制度に基づき付与された如何なる報奨についても割当、譲渡(本プラン第7条に規定される遺言又は相続及び分配に関する法律による譲渡を除く。)、担保への差し入れ、又は抵当権の設定(法律又はその他の執行によるかを問わない。)を行うことはできない。本制度に基づき付与された報奨は、執行、差押え又は類似の手続きの対象にはならない。委員会は単独の裁量により、個々の参加者が、本制度に基づき付与された一切の非適格オプションの所有権を、()当該参加者の配偶者、元配偶者、子供又は孫(以下「近親者」という。)、()当該近親者の排他的利益の為の信託、又は()当該近親者が唯一のパートナーであるパートナーシップに対して譲渡することを認めることができる。但し、かかる譲渡は、()当該譲渡に対する対価が存在しない場合、及び(y)(遺言又は相続及び分配に関する法律により)本プラン第7条に従うものを除いて、譲渡された非適格オプションのその後の譲渡が禁止されている場合に限る。委員会は単独の裁量により、非適格オプションの譲渡について更なる条件及び要件を規定することができる。譲渡後も、当該非適格オプションは譲渡の直前に適用されていたものと同じ諸条件に引続き従う。本プラン第7条に基づき報奨の終了の要因となる事由は当初の参加者について引続き適用され、その後は非適格オプションが本プラン第7条に規定される範囲及び期間においてのみ譲受人により行使される。

(3) 発行方法

当社又は当社子会社(本邦以外)の本プランに参加する適格従業員5,923名への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称
該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ラトヴィア、マレーシア、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金： 910,908,524米ドル(106,886,006,206円)(注)

(注) 手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(911,408,524米ドル(106,944,676,206円))を合算した金額から、発行諸費用の概算額(500,000米ドル(58,670,000円))を控除した額である。

用途： 上記の差引手取概算額910,908,524米ドル(106,886,006,206円)は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2015年2月3日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 提出者の資本の額および発行済株式総数

(イ) 資本の額 (2014年12月31日現在)

普通株式 9百万米ドル(1,056百万円)

払込剰余金 4,379百万米ドル(513,832百万円)

(ロ) 発行済株式総数

1. 普通株式

635,134,594株(308,898,462株の金庫株を含む)

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

4 その他の重要な事象

当社は、2014年8月31日、住友電気工業株式会社の保有する住友スリーエム株式会社の株式（全株式の25%）を、住友スリーエム株式会社を通して取得額900億円で取得した。これに伴い、当社は住友スリーエム株式会社の唯一の所有者となり、住友スリーエム株式会社は社名を「スリーエム ジャパン株式会社」に変更した。

住友スリーエム株式会社は1961年、当社、住友電気工業株式会社及び日本電気株式会社（NEC）の合弁会社として設立された。2003年には当社がNECの保有する25%の株式を取得、以来当社の持分は75%となっていた。

当社は、かかる株式取得の取引終了後の12カ月間で、GAAPベースで約0.08ドルの一株当たり利益の増加を見込んでいる。

第四部 【組込情報】

外国会社報告書 （自平成25年1月1日至平成25年12月31日）	平成26年4月7日	関東財務局長に提出
-------------------------------------	-----------	-----------

外国会社半期報告書 （自平成26年1月1日至平成26年6月30日）	平成26年9月5日	関東財務局長に提出
--------------------------------------	-----------	-----------

なお、上記外国会社報告書（平成26年4月7日提出）及び外国会社半期報告書（平成26年9月5日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4- 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。